

## 県外大学等進学サポート事業 Q&A

(令和4年8月29日時点)

Q1. オープンキャンパスも対象に含まれますか？

A1. 含まれません。対象となるのは受験又は進学にかかる渡航費用になります。

Q2. 離島から沖縄県内の大学へ受験・進学する場合は対象に含まれますか？

A2. 含まれません。本事業の対象は、県外の大学等に受験又は進学する高校生となります。

Q1. 保護者も対象者に含まれますか？

A1. 含まれません。ただし、介助等保護者の同伴が必要と認められる場合は保護者も支援対象となります。

Q2. 浪人生は対象者に含まれますか？

A2. 含まれません。本事業の対象となるのは、沖縄県内の高等学校等の在学者となります。

Q3. タクシー賃は給付対象に含まれますか？

A3. 原則含まれません。ただし、目的地へ行くまでに他に利用できる公共交通機関がなく、やむを得ない場合は給付対象とします。その場合、領収書に加えて目的地までの経路がわかる書類を別途提出してもらうことがあります。

Q4. 2つ以上県外の大学等を受験し、2回渡航が必要な場合、2回とも給付対象となりますか？

A4. 給付は受験時・進学時それぞれの渡航につき1回を原則としています。よって、2つ以上県外大学を受験する場合に2回以上渡航する場合はそのうちの1回が給付対象となります。

**Q5.** 2つ以上県外の大学等を受験するのですが、1校目と2校目の受験日が近い  
ため、1校目の受験が終わった後、2校目の受験まで県外に滞在しようと考えて  
います。その間の宿泊費は全て支給されますか？

**A5.** 1校目の受験に係る宿泊費については対象となりますが、2校目以降の受験に  
係る宿泊費については自己負担となります。

**Q6.** 対象者であることを証明する際に必要な書類は何がありますか？

**A6.** 以下の書類を提出して下さい。

- 1 親等児童扶養手当を受給している場合。  
児童扶養手当受給者証の写し。 ※交付中で手元にはない場合は受給証明書。
- 2 親等が所在市町村の条例で定める住民税所得割非課税世帯である場合。  
課税（非課税）証明書 ※親権者が2名（両親）の場合は2名分  
※所得割の欄が「0円」になっている、又は備考欄に「非課税」と記入され  
ている場合に対象となる。
- 3 児童福祉法第27条第1項第3号の規定に基づき里親等に委託され、又は児童  
養護施設に等に入所している子どもである場合。  
措置決定通知書の写し。

**Q7.** Q6.の書類はどこで取得することができますか？

**A7.** 1及び2については各市町村から、3については児童相談所等から取得するこ  
とができます。

**Q8.** 進路変更等により、県外大学等を受験しないことになったため、支援を辞退し  
ようと考えています。どのような手続きを行えばよいですか？

**A8.** 支援選定結果通知の交付を受けた後、本事業の支援を辞退する場合には速やか  
に沖縄子どもの未来県民会議事務局（沖縄県子ども未来政策課）へ報告し、辞退  
届を提出してください。

**Q9.** 県外大学等を受験しましたが、不合格となってしまいました。渡航費用は請求  
できますか？

A9. 受験結果が不合格の場合でも、渡航費用を請求することができます。

Q10. 県外大学等を受験し、合格しましたが、進路変更等により進学しませんでした。渡航費用は請求できますか？

A10. 可能です。この場合、受験時にかかった渡航費用のみを請求することになります。